

公契約に係る「労働関係法令等遵守の誓約書」に関する事務取扱要領

第1 趣旨

この要領は、事業者等を守り育てる静岡県公契約条例（以下「条例」という。）第6条の規定に基づき策定された「県の取組方針」に従い、公契約に係る業務に従事する者の労働環境の整備を図るため、公契約に係る「労働関係法令等遵守の誓約書」に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

- 1 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 公契約 条例第2条第1号に規定する公契約をいう。
 - (2) 契約担当者 静岡県財務規則第2条第27号又は静岡県企業局会計規程第203条に規定する契約担当者並びにがんセンター局長をいう。
 - (3) 事業者 条例第2条第2号に規定する事業者をいう。
 - (4) 下請負者 条例第2条第3号に規定する下請負者等をいう。
 - (5) 事業者等 条例第2条第4号に規定する事業者等をいう。

第3 入札参加資格の審査において県が講ずる措置

- 1 別表第1に掲げる入札参加資格の審査を所管する課の長は、当該審査の申請者から、申請書の添付書類として労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（様式第1号）を提出させるものとする。
- 2 1については、入札参加資格ごとに申請書の添付書類として定められた暴力団員等でないことを証する誓約書中に、様式第1号の誓約事項を併せて記載させることにより、誓約書を提出したものとすることができる。

第4 公契約の締結に当たり県が講ずる措置

- 1 契約担当者は、次の各号に掲げる事項について、公契約に係る調達に参加しようとする者に対し、入札公告、指名通知又は見積依頼書等により告知するものとする。
 - (1) 事業者は、県と公契約を締結するに当たり、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（様式第2号）を提出する必要があること。
 - (2) 事業者は、公契約に基づく業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請負者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（様式第3号）を提出させ、その写しを契約担当者に提出する必要があること。
- 2 契約担当者は、公契約を締結しようとするときは、当該契約の相手方となるべき事業者から誓約書（様式第2号）を提出させるものとする。
- 3 契約担当者は、工事請負契約を締結した事業者に対し、当該契約に係る下請負者がある場合（契約途中で新たに発生した場合を含む。）には、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第15条第2項に定める施工体制台帳の写しの提出時に、下請負者から提出させた誓約書（様式第3号）の写しを添付させるものとする。

- 4 契約担当者は、工事請負契約以外の契約を締結した事業者に対し、当該事業者が当該契約に係る再委託契約（労働者派遣契約を含む）を希望する場合（契約途中で新たに発生した場合を含む。）には、当該事業者から提出される再委託承認願の提出時等に、下請負者から提出させた誓約書（様式第3号）の写しを添付させるものとする。
- 5 1から4までの規定は、次の各号に掲げる公契約については、適用しない。
 - (1) 静岡県財務規則第54条、静岡県企業局会計規程第205条及び静岡県立静岡がんセンター事業財務会計規程第165条に基づき契約書の作成を省略することができる契約をするとき。
 - (2) 国、地方公共団体その他の公法人与契約をするとき。
 - (3) 公債、証書又は債券等の買入れに係る契約をするとき。
 - (4) 不動産の取得又は借入れに係る契約をするとき。
 - (5) 物品の買入れ又は借入れに係る契約をするとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、契約の性質又は目的により、誓約書の提出を要しないと認められる契約をするとき。
- 6 契約担当者は、公契約に係る誓約書の提出状況について、会計支援課長の求めに応じて報告を行うものとする。

第5 事業者等が法令違反について処分を受けた場合に県が講ずる措置

- 1 契約担当者は、事業者から公契約に基づく業務の履行に際し事業者等が所管行政庁の処分を受けた旨の報告を受けたときは、当該報告の内容等を踏まえ、発注者として必要な措置を講ずるものとする。
- 2 契約担当者は、1の報告を事業者から受けたときは、当該報告の内容その他の必要な事項について、会計支援課長に情報提供するものとする。

第6 雑則

この要領に定めるもののほか、この要領の運用に関して必要な事項は会計支援課長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 第3の規定は、令和4年6月1日以降に受理する定期及び追加の競争入札参加者の資格審査の申請について適用する。
- 3 第4及び第5の規定は、この要領の施行の日以降に行われる入札公告その他の契約の申し込みの誘引に係る公契約について適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 様式第1号は、令和7年6月1日以降に受理する定期及び追加の競争入札参加者の資格審査の申請について適用する。

3 様式第2号及び第3号は、この要領の施行の日以降に行われる入札公告その他の契約の申し込みの誘引に係る公契約について適用する。

附 則

この要領は、令和8年1月1日から施行する。

別表第1（第3関係）

入札参加資格の種別及び所管課

種別	所管課
1 建設工事の請負契約	交通基盤部建設業課
2 物品の製造の請負又は買入れ	出納局用度課
3 一般業務の委託	出納局用度課
4 建設関連業務の委託	交通基盤部建設業課
5 土木施設維持管理業務の委託	交通基盤部建設業課
6 森林整備工事の請負契約	経済産業部森林保全課
7 庁舎等の管理業務の委託	財務部総務課
8 情報システム開発等の業務の委託	企画部電子県庁課
9 職員健康診断業務の委託	総務部職員厚生課
10 職業訓練業務の委託	経済産業部職業能力開発課
11 産業廃棄物（下水汚泥等）処理業務の委託	交通基盤部生活排水課
12 企業局が発注する産業廃棄物（浄水発生土）処理業務の委託	企業局経営課
13 汚染土壌処理業務の委託	くらし・環境部生活環境課
14 鳥獣捕獲等事業関連業務の委託	くらし・環境部自然保護課

(余白ページ)

(表)

様式第1号 (第3関係)

誓 約 書

下記事項について誓約します。

この誓約に反したことにより資格取消（停止）等の処分を受けても異議は一切申し立てません。

記

1 関係法令の遵守について

別表に掲げる法律その他の労働環境の整備等に関する法令を遵守すること。

年 月 日

静岡県知事 様
(静岡県公営企業管理者 様)

所在地又は住所

商号又は名称
代表者の職・氏名

(裏)

別表 労働関係及び公正な取引に関する主な法律

1 労働関係

- (1) 労働基準法(昭和22年法律第49号)
- (2) 労働契約法(平成19年法律第128号)
- (3) 最低賃金法(昭和34年法律第137号)
- (4) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)
- (5) 労働者災害補償保険法(昭和22年 法律50号)
- (6) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)
- (7) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (8) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)
- (9) 労働組合法(昭和24年法律第174号)

2 公正な取引等

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)
- (2) 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律(昭和31年法律第120号)
- (3) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(令和5年法律第25号)
- (4) 建設業法(昭和24年法律第100号) ※建設業の場合

(表)

様式第2号 (第4関係)

誓約書

下記1に基づく業務の履行に際し、下記2の事項を誓約します。
この誓約に反したことにより入札参加停止等の処分を受けても異議は一切申し立てません。

記

1 契約名

〇〇〇〇契約 (当初契約日 年 月 日)

2 誓約事項

- (1) 本契約に基づく業務の履行に際し、別表に掲げる法律その他の労働環境の整備等に関する法令を遵守すること。
- (2) 本契約に基づく業務の履行に際し、別表に掲げる法律に違反し、所管行政庁の処分を受けたときは、処分の内容及び対応方針を速やかに県に報告し、是正のために必要な措置を講ずること。また、所管行政庁に是正の報告を行ったときは、その内容を速やかに県に報告すること。
- (3) 本契約に基づく業務の履行に際し、下請契約（再委託契約及び労働者派遣契約を含む。以下同じ。）を締結するときは、適正な見積りを基に、対等な立場における合意に基づいた公正な契約を締結するよう努めるとともに、次の事項に留意すること。
- ア 下請負者から誓約書を提出させ、その写しを県に提出すること。
- イ 下請負者が、本契約に基づく業務の履行に際し別表に掲げる法律に違反し、所管行政庁の処分を受けたときは、(2)の例により、それらの内容を速やかに報告させるとともに、その内容を県に報告すること。
- ウ 下請負者がさらに第三者と下請契約を締結したときは、当該下請負者を通じて、ア及びイと同様に、当該第三者からの誓約書の写しの提出等を行うこと。

年 月 日

静岡県知事（かい長）様
（静岡県公営企業管理者（所長）様）
（がんセンター局長 様）

所在地又は住所
商号又は名称

代表者の職・氏名



(裏)

別表 労働関係及び公正な取引に関する主な法律

1 労働関係

- (1) 労働基準法(昭和22年法律第49号)
- (2) 労働契約法(平成19年法律第128号)
- (3) 最低賃金法(昭和34年法律第137号)
- (4) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)
- (5) 労働者災害補償保険法(昭和22年 法律50号)
- (6) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)
- (7) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (8) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)
- (9) 労働組合法(昭和24年法律第174号)

2 公正な取引等

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)
- (2) 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律(昭和31年法律第120号)
- (3) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(令和5年法律第25号)
- (4) 建設業法(昭和24年法律第100号) ※建設業の場合

(表)

様式第3号 (第4関係)

誓約書

下記1に基づく業務の履行に際し、下記2の事項を誓約します。
この誓約に反したことにより入札参加停止等の処分を受けても異議は一切申し立てません。

記

1 元請契約名

〇〇〇〇契約

(当初契約日 年 月 日)

***元請者が記載**

2 誓約事項

- (1) 本契約に基づく業務の履行に際し、別表に掲げる法律その他の労働環境の整備等に関する法令を遵守すること。
- (2) 本契約に基づく業務の履行に際し、別表に掲げる法律に違反し、所管行政庁の処分を受けたときは、処分の内容及び対応方針を速やかに下請契約（再委託契約及び労働者派遣契約を含む。以下同じ。）の発注者に報告し、是正のために必要な措置を講ずること。また、所管行政庁に是正の報告を行ったときは、その内容を速やかに下請契約の発注者に報告すること。
- (3) 本契約に基づく業務の履行に際し、再下請契約を締結するときは、適正な見積りを基に、対等な立場における合意に基づいた公正な契約を締結するよう努めるとともに、次の事項に留意すること。
- ア 再下請負者から誓約書を提出させ、その写しを下請契約の発注者に提出すること。
- イ 再下請負者が、本契約に基づく業務の履行に際し別表に掲げる法律に違反し、所管行政庁の処分を受けたときは、(2)の例により、それらの内容を速やかに報告させるとともに、その内容を下請契約の発注者に報告すること。
- ウ 再下請負者がさらに第三者と下請契約を締結したときは、当該再下請負者を通じてア及びイと同様に、当該第三者からの誓約書の写しの提出等を行うこと。

年 月 日

下請契約の発注者 様

所在地又は住所
商号又は名称

代表者の職・氏名



(裏)

別表 労働関係及び公正な取引に関する主な法律

1 労働関係

- (1) 労働基準法(昭和22年法律第49号)
- (2) 労働契約法(平成19年法律第128号)
- (3) 最低賃金法(昭和34年法律第137号)
- (4) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)
- (5) 労働者災害補償保険法(昭和22年 法律50号)
- (6) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)
- (7) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (8) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)
- (9) 労働組合法(昭和24年法律第174号)

2 公正な取引等

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)
- (2) 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律(昭和31年法律第120号)
- (3) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(令和5年法律第25号)
- (4) 建設業法(昭和24年法律第100号) ※建設業の場合